

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
16	児童扶養手当法による児童扶養手当に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

ひたちなか市は、児童扶養手当法による児童扶養手当に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

〈ひたちなか市におけるリスクに対する措置〉

- ・個人情報の入手については、本人の個人番号カードその他の身分証明書の提示又は窓口での聞き取り調査により、本人であることを確認する。
- ・申請書類は、必要な情報のみを記載する様式とする。
- ・事務に係るシステムへの接続は、必要最小限の職員にのみ許可するため、端末及びID・パスワードによりアクセス制御している。
- ・サーバについてはID・パスワードによりアクセス制御しており、サーバを設置している部屋については入退室管理を行っている。
- ・適宜データのバックアップを行い、遠隔地保管を行っている。
- ・特定個人情報が記録されている機器の廃棄時には、確実にデータの復元が不可能となる手段で記憶媒体を物理的に破壊する。
- ・委託事業者に対しては、秘密保持契約を締結し、その中で個人情報保護に関する研修を義務付けている。
- ・特定個人情報に係る文書は、ひたちなか市特定個人情報等取扱要綱及びひたちなか市文書取扱規程に基づき適正に保管等をするとともに、廃棄する場合には、焼却その他の復元できない方法により処分を行っている。

評価実施機関名

ひたちなか市長

公表日

令和7年4月15日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務
②事務の概要	ひたちなか市は、児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)に基づき、18歳到達後の最初の3月31日までの間にある支給対象の児童を養育している者に対する児童扶養手当の支給等に関する事務を行っている。 これらの事務のうち、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)に基づき、特定個人情報ファイルを取り扱い、かつ、基礎項目評価書の作成を行う必要のある事務は、次に掲げるものとする。 1 児童扶養手当の受給資格及びその額の認定の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務 2 児童扶養手当証書に関する事務 3 児童扶養手当の額の改定の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務 4 未支払の児童扶養手当の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務 5 児童扶養手当法第28条の規定による届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務 6 児童扶養手当法施行規則(昭和36年厚生省令第51号)第3条の規定による届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務
③システムの名称	児童扶養手当システム、宛名管理システム、中間サーバー、サービス検索・電子申請機能、EUCシステム

2. 特定個人情報ファイル名

受給者台帳情報ファイル、扶養者情報ファイル、支払情報ファイル、宛名情報ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表の56の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令第29条
--------	---

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	(特定個人情報の照会) ・番号法第19条第8号 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年デジタル庁・総務省令第9号)第2条の表の81の項及び第83条 (特定個人情報の提供) ・番号法第19条第8号 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表の17、20、42、89、90、125、141及び155の項、第19条、第22条、第44条、第91条、第92条、第127条、第143条並びに第157条

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	子ども部福祉事務所子ども政策課
②所属長の役職名	子ども政策課長

6. 他の評価実施機関

--

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部総務課 茨城県ひたちなか市東石川2丁目10番1号 029-273-0111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	子ども部福祉事務所子ども政策課 茨城県ひたちなか市東石川2丁目10番1号 029-273-0111
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満] ＜選択肢＞ 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] ＜選択肢＞ 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] ＜選択肢＞ 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
[] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバーの登録の際には、本人からのマイナンバー取得を徹底しています。 また、人為的ミスが発生するリスクに対し、次のような対策を講じています。 ・特定個人情報を含む書類やUSBメモリは、施錠できる書棚等に保管することを徹底すること。 ・廃棄書類に特定個人情報が含まれていないか、ダブルチェックを行うこと。 これらの対策を講じていることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられま	

9. 監査		
実施の有無	☐ 〇 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 ☐	
	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	☐ 特に力を入れている ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	各端末を使用するには、職員が設定したパスワードによる認証を行っています。さらにその端末から特定個人情報を含むシステムを使用するには、職員証等を用いた2要素認証を行いアクセス権限の適切な管理を行っています。これらの対策を講じていることから、権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は「特に力を入れている」と考えられます。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年3月30日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	児童及び生徒を養育している者	児童を養育している者	事後	
平成30年3月30日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(特定個人情報の提供) ・番号法第19条第7号 別表第2の13、16、26、30、47、64、65及び87の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12条、第19条、第35条、第36条及び第44条	(特定個人情報の提供) ・番号法第19条第7号 別表第2の13、16、26、64、65、87及び116の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第10条の3、第12条、第19条、第35条、第36条、第44条及び59条の2	事後	
平成30年3月30日	II しいい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成27年6月1日 時点	平成29年4月1日 時点	事後	
平成30年3月30日	II しいい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年6月1日 時点	平成29年4月1日 時点	事後	
平成31年3月29日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	児童扶養手当システム、宛名管理システム、中間サーバー	児童扶養手当システム、宛名管理システム、中間サーバー、サービス検索・電子申請機能	事後	
平成31年3月29日	II しいい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成29年4月1日 時点	平成30年4月1日 時点	事後	
平成31年3月29日	II しいい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成29年4月1日 時点	平成30年4月1日 時点	事後	
令和2年3月31日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(特定個人情報の提供) ・番号法第19条第7号 別表第2の13、16、26、64、65、87及び116の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第10条の3、第12条、第19条、第35条、第36条、第44条及び59条の2	(特定個人情報の照会) ・番号法第19条第7号 別表第2の57の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第31条 (特定個人情報の提供) ・番号法第19条第7号 別表第2の13、16、26、64、65、87、106及び116の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第10条の3、第12条、第19条、第35条、第36条、第44条、第53条及び第59条の2	事後	
令和2年3月31日	II しいい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成30年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	
令和2年3月31日	II しいい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	
令和3年3月5日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(特定個人情報の照会) ・番号法第19条第7号 別表第2の57の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第31条 (特定個人情報の提供) ・番号法第19条第7号 別表第2の13、16、26、64、65、87、106及び116の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第10条の3、第12条、第19条、第35条、第36条、第44条、第53条及び第59条の2	(特定個人情報の照会) ・番号法第19条第7号 別表第2の57の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第31条 (特定個人情報の提供) ・番号法第19条第7号 別表第2の13、16、26、64、65、87、106及び116の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第10条の3、第12条、第19条、第35条、第36条、第44条、第53条及び第59条の2の2	事後	
令和3年3月5日	I 関連情報 5. ①評価実施期間における担当部署 ②所属長の役職名	①福祉部福祉事務所児童福祉課 ②児童福祉課長	①福祉部福祉事務所子ども政策課 ②子ども政策課長	事後	
令和3年3月5日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取り扱いに関する問合せ	児童福祉課	子ども政策課	事後	
令和3年3月5日	II しいい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	
令和3年3月5日	II しいい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	
令和4年3月4日	表紙 特記事項	・個人情報の入手については、本人の個人番号カード、通知カード若しくは身分証明書の提示又は窓口での聞き取り調査により、本人であることを確認する。 ・機器の廃棄時には、データ消去ソフトの使用又は物理的破壊を行っている。 ・入手した個人情報に係る文書は、ひたちなか市文書取扱規程に基づき適正に保管等をするともに、廃棄する場合には、焼却その他の復元できない方法により処分を行っている。	・個人情報の入手については、本人の個人番号カードその他の身分証明書の提示又は窓口での聞き取り調査により、本人であることを確認する。 ・特定個人情報記録されている機器の廃棄時には、確実にデータの復元が不可能となる手段で記憶媒体を物理的に破壊する。 ・特定個人情報に係る文書は、ひたちなか市特定個人情報等取扱要綱及びひたちなか市文書取扱規程に基づき適正に保管等をするともに、廃棄する場合には、焼却その他の復元できない方法により処分を行っている。	事後	
令和4年3月4日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(特定個人情報の照会) ・番号法第19条第7号 (特定個人情報の提供) ・番号法第19条第7号	(特定個人情報の照会) ・番号法第19条第8号 (特定個人情報の提供) ・番号法第19条第8号	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年3月4日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	
令和4年3月4日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	
令和5年3月29日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和3年4月1日 時点	令和4年4月1日 時点	事後	
令和5年3月29日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年4月1日 時点	令和4年4月1日 時点	事後	
令和6年4月2日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	福祉部福祉事務所子ども政策課	子ども部福祉事務所子ども政策課	事後	
令和6年4月2日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取り扱いに関する問合せ連絡先	福祉部福祉事務所子ども政策課 茨城県ひたちなか市東石川2丁目10番1号 029-273-0111	子ども部福祉事務所子ども政策課 茨城県ひたちなか市東石川2丁目10番1号 029-273-0111	事後	
令和6年4月2日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	
令和6年4月2日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	
令和7年3月31日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	ひたちなか市は、児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)に基づき、18歳到達後の最初の3月31日までの間にある支給対象の児童を養育している者に対する児童扶養手当の支給等に関する事務を行っている。 これらの事務のうち、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)に基づき、特定個人情報ファイルを取り扱い、かつ、基礎項目評価書の作成を行う必要のある事務は、次に掲げるものとする。 1 児童扶養手当の受給資格及びその額の認定の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務 2 児童扶養手当証書に関する事務 3 児童扶養手当の額の改定の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務 4 未支払の児童扶養手当の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務 5 児童扶養手当法第28条の規定による届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務 6 児童扶養手当法施行規則(昭和36年厚生省令第51号)第3条の規定による届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその	ひたちなか市は、児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)に基づき、18歳到達後の最初の3月31日までの間にある支給対象の児童を養育している者に対する児童扶養手当の支給等に関する事務を行っている。 これらの事務のうち、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)に基づき、特定個人情報ファイルを取り扱い、かつ、基礎項目評価書の作成を行う必要のある事務は、次に掲げるものとする。 1 児童扶養手当の受給資格及びその額の認定の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務 2 児童扶養手当証書に関する事務 3 児童扶養手当の額の改定の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務 4 未支払の児童扶養手当の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務 5 児童扶養手当法第28条の規定による届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務 6 児童扶養手当法施行規則(昭和36年厚生省令第51号)第3条の規定による届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその	事後	
令和7年3月31日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	児童扶養手当システム、宛名管理システム、中間サーバー、サービス検索・電子申請機能	児童扶養手当システム、宛名管理システム、中間サーバー、サービス検索・電子申請機能、EUCシステム	事後	
令和7年3月31日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表第1の37の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第29条	・番号法第9条第1項 別表の56の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令第29条	事後	
令和7年3月31日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(特定個人情報の照会) ・番号法第19条第8号 別表第2の57の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第31条 (特定個人情報の提供) ・番号法第19条第8号 別表第2の13、16、26、64、65、87、106及び116の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第10条の3、第12条、第19条、第35条、第36条、第44条、第53条及び第59条の2の2	(特定個人情報の照会) ・番号法第19条第8号 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年デジタル庁・総務省令第9号)第2条の表の81の項及び第83条 (特定個人情報の提供) ・番号法第19条第8号 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表の17、20、42、89、90、125、141及び155の項、第19条、第22条、第44条、第91条、第92条、第127条、第143条並びに第157条	事後	
令和7年3月31日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	令和6年4月1日 時点	事後	
令和7年3月31日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	令和6年4月1日 時点	事後	
令和7年3月31日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業人 為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か		十分である	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年3月31日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業 人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か 判断の根拠		マイナンバーの登録の際には、本人からのマイ ナンバー取得を徹底しています。 また、人為的ミスが発生するリスクに対し、次の ような対策を講じています。 ・特定個人情報を含む書類やUSBメモリは、施 錠できる書棚等に保管することを徹底すること。 ・廃棄書類に特定個人情報が含まれていない か、ダブルチェックを行うこと。 これらの対策を講じていることから、人為的ミス が発生するリスクへの対策は「十分である」と考 えられます。	事後	
令和7年3月31日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考え られる対策 最も優先度が高いと考えられ る対策		3) 権限のない者によって不正に使用されるリス クへの対策	事後	
令和7年3月31日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考え られる対策 当該対策は十分か【再掲】 判断の根拠		各端末を使用するには、職員が設定したパス ワードによる認証を行っています。さらにその端 末から特定個人情報を含むシステムを使用す るには、職員証等を用いた2要素認証を行いア クセス権限の適切な管理を行っています。これ らの対策を講じていることから、権限のない者 (元職員、アクセス権限のない職員等)によって 不正に使用されるリスクへの対策は「特に力を 入れている」と考えられます。	事後	